

さいたま市大宮区告示第4号

さいたま市自動車の臨時運行許可に関する規則（平成13年5月1日規則第152号）第5条の規定により次のとおり番号標の失効をしたので、同条の規定に基づきこれを告示する。

令和8年6月25日

さいたま市大宮区長 大 竹 芳 明

1 番号標番号

大宮29-74さいたま

2 失効日

令和8年6月13日

3 連絡先

(1) 担当 さいたま市大宮区役所区民生活部区民課記録係

(2) 電話 048（646）3034